

◎特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(平成二九年一二月一五日法律第七八号)

一、提案理由 (平成二九年一二月二四日・衆議院内閣委員会)

○梶山国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定にあわせて、必要な改正を行うものです。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

秘書官の俸給月額及び内閣総理大臣等の特別職の職員の期末手当について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこととしております。

…………… (略) ……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告 (平成二九年一二月五日)

○山際大志郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与の額を改定するものであります。

…………… (略) ……………

三法律案は、去る十一月二十二日本委員会に付託され、二十四日梶山国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。十二月一日、質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、三法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告 (平成二九年一二月八日)

○榛葉賀津也君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げる理由、国の非常勤職員等の実効性ある処遇改善、国家公務員の働き方改革を推進する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より、一般職給与法等改正案に賛成、他の二法律案に反対、日本維新の会の清水委員より三法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。